

関係各位

さいたま市 水道局 給水部 北部水道建設課長

さいたま市における水道工事設計単価の管材費区分について

管材費として取り扱う主な資材について、下記のとおりとします。

記

1. 管材の定義

工事終了後においても材料が維持され、かつ管・弁類を除き電力等の動力を必要としないもので、以下に掲げる材料を管材とする。ただし、仮給水に供するものは管材とする。

- ・管並びに管を接合する部品、及び管の付属部品
- ・弁栓類
- ・管材を防護、保持、及び位置の表示を行う二次製品。ただし、二重構造の場合の最外殻の管は管材としない。また二重構造の最外殻の管を保持するものも管材としない。
- ・レンタル管等の仮設給水材料

※上記に関わらず、特殊な資材については別途定めるものとする。

※ポリピックについては、平成28年4月28日付適用単価より、管材としない。

2. 管材の例示（下表のとおり）

資材種別	対象資材の例
●管並びに管を接合する部品、及び管の付属部品	
管	NS形 ^グ タイル ^タ 铸铁管 1種 直管 NS形 曲管 90° NS形 継ぎ輪
接合材料	NS形 コム輪 K形用T頭 ^ホ ルト ^ナ ット フランジ形用 ^パ ッキン
給水用管	水道用ステンレス鋼管(SUS 316) HIVPチース ^テ (TS)
●弁栓類	
弁 栓	NS形ソフト ^シ ール ^シ 仕切弁 (10.0K：両受口 ^{タイ} フ) ボール式サドル付分水栓 地下式消火栓(単口)
●管材を防護、保持、及び位置の表示を行う材料	
防護	ポリエチレン ^ス リーブ
保持	管用架台・ブラケット
位置の表示	埋設管標示 ^テ ーフ 埋設用表示シート
●レンタル管等の仮設給水材料	
レンタル管等	レンタル直管部

以上

本件に関する問合せ先

北部水道建設課 技術管理係

TEL：048-714-3099

FAX：048-832-1310